

【 ii 育成環境課・児童手当管理室関係】

1. 放課後児童対策について

(1) 放課後児童クラブの主な改正事項について（関連資料1参照）

昨年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、放課後児童クラブについても、量的拡充及び質の向上を図る観点から、所要の改正等がなされたところである。

放課後児童クラブに係る主な改正事項は以下のとおりであるので、ご了解いただきたい。

【対象児童】

- ①小学4年生以上を含む全ての小学生が対象となることを法律上、明確にした。（改正後の児童福祉法第6条の3）

【設備及び運営の基準】

- ②質の底上げを図ることを目的として、設備及び運営に関し、国が省令で基準を定め、これを踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとした。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）

【市町村の関与】

- ③市町村が条例で定める基準の遵守を担保するため、国・都道府県・市町村以外の者から市町村に対し、事業内容等について事業開始前に届け出させるとともに、市町村は報告聴取や検査等ができることとした。（改正後の児童福祉法第34条の8、第34条の8の3）

【市町村の情報収集】

- ④市町村は、子育て支援事業を行う者から必要な情報を収集し、利用状況を正確に把握する必要があることから、情報収集について法律上明記するとともに、その実効性を担保するため、子育て支援事業を行う者の協力についても併せて規定した。

（改正後の児童福祉法第21条の11）

【事業の実施の促進】

- ⑤放課後児童クラブの供給を効率的かつ計画的に増大させるため、市町村が必要に応じて、公有財産（学校の余裕教室等）の貸付け等の措置を積極的に講ずることとした。

（改正後の児童福祉法第56条の7）

【計画等】

- ⑥市町村は、「地域子ども・子育て支援事業計画」に事業の提供体制の確保の内容等を定めるとともに、事業を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

（子ども・子育て支援法第3条、第59条、第61条）

今後、こうした法律の規定に沿って、新制度の円滑な施行に向けた準備を進めていくこととなるが、特に、放課後児童クラブに関する基準は、平成26年度半ばには、市町村で条例を制定していただく必要があることから、平成25年度中には国の考え方を示したいと考えている。

(2) 放課後児童クラブの国庫補助について（関連資料2、3参照）

平成25年度予算（案）については、平成26年度末までに受入児童数を111万人とすることを目指し、受入児童数を拡大するために必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面（運営費）については、保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、か所数の増（26,310か所→27,029か所）を図るとともに、研修受講のための費用を新たに計上し、運営費補助額の改善を図っている。

なお、「放課後児童の衛生・安全対策事業」により実施していた指導員の健康診断費の補助については、運営費に算入して実施することとしたので、ご了解いただきたい。

また、市町村が単独事業として実施している年間開設日数や年間平均児童数が国庫補助要件を満たさない小規模な放課後児童クラブ（小規模学童保育）については、「特別交付税に関する省令」（昭和51年自治省令第35号）附則第5条第6項の規定により、特別交付税の算定対象となっているところである。

平成24年度における小規模学童保育にかかる特別交付税の算定基礎額は、昨年12月5日付けで「特別交付税に関する省令」が一部改正（同日付けで施行）され、児童一人当たり51,000円から56,000円に変更されているので、ご了解いただきたい。

（平成23年度）

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として
総務大臣が調査した数に五一、〇〇〇円を乗じて得た額



（平成24年度）

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として
総務大臣が調査した数に五六、〇〇〇円を乗じて得た額

ハード面（整備費）については、これまで、「放課後児童クラブ整備費」による国庫補助は、放課後児童クラブを新たに設置するための創設整備のみを対象としていたが、平成25年度からは、他の社会福祉施設等と同様に、老朽化した既存施設の改築や、耐震補強等に対応するための大規模修繕、児童の受入枠拡大に繋がる拡張整備についても補助の対象とすることとしたところである。

全国で放課後児童クラブを実施している建物の状況としては、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」（調査基準日は平成24年4月1日現在）によれば、耐震化率が79.7%に留まっている

状況にもあることから、補助対象拡大後の「放課後児童クラブ整備費」も積極的に活用し、利用児童の安心・安全の確保に努められたい。

なお、平成25年度における「放課後児童クラブ整備費」の協議書の提出を別途お願いするので、管内市町村への周知をお願いしたい。

この他、小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブの設置や、大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費についても引き続き予算計上しているので、併せて活用いただきたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における放課後児童クラブの耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
放課後児童クラブ数	9,846	5,508	755	1,580	7,843	79.7%
公立	8,141	4,424	678	1,468	6,570	80.7%
私立	1,705	1,084	77	112	1,273	74.7%

※今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

(3) 放課後児童クラブの運営について（関連資料4、5、6参照）

放課後児童クラブを利用する児童の健全育成を図る観点から、設備・運営等における質の向上を図ることを目的として、平成19年10月に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、その中で、運営に当たって必要な基本的事項を提示しているところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、すべての放課後児童クラブが運営を行う際の参考としていただくことで、クラブ全体の質の向上を図ることを目的としているので、各自治体におかれては、定期的に管内クラブの運営状況を確認し、本ガイドラインの趣旨に沿った運営が行われるよう必要な助言を行っていただきたい。

また、放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成24年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となる一方で、利用できなかった児童（待機児童）数が5年ぶりに増加となったところである。

こうした結果を踏まえ、各自治体におかれては、待機児童把握のための情報収集に努めるとともに、待機児童の解消に向けて利用ニーズを踏

まえた提供体制の確保に努めていただくとともに、利用児童数の適正規模の確保や地域の実情や保護者の就労状況を考慮した開所時間や開所日数の設定について、特段の配慮をお願いする。

- 放課後児童クラブ数：前年比524か所増加
20,561か所（23年） → 21,085か所（24年）
- 登録児童数：同18,911人増加
833,038人（23年） → 851,949人（24年）
- 利用できなかった児童数：同113人増加
7,408人（23年） → 7,521人（24年）
- 71人以上のクラブ数：同70か所増加
1,199か所（23年） → 1,269か所（24年）

※平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計したもの

（4）放課後児童クラブにおける安全確保について

放課後児童クラブにおける安全確保については、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故防止等について」（平成22年3月23日付け育成環境課長通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した全治一カ月以上の重篤な事故について報告をお願いしているところである。

今般、平成24年1月1日から平成24年12月31日までに報告のあった事故の内容について、以下のとおり集計するとともに、事故防止のためのポイントを整理したので、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応等について一層の徹底に努めていただきたい。

事故報告の集計結果

1. 事故報告概要

放課後児童クラブ（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）において発生した「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故」で、平成24年1月1日から平成24年12月31日までに自治体から報告のあったものを集計。

(1) 報告件数

33都道府県 229件

(2) 負傷等の内訳

内訳	骨折	打撲・ねんざ	歯の破折	死亡	その他	合計
件数	178件	26件	13件	1件	11件	229件
割合	77.7%	11.4%	5.7%	0.4%	4.8%	100%

(3) 学年別

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	84人	70人	51人	16人	6人	2人	229人
割合	36.7%	30.6%	22.3%	7.0%	2.6%	0.9%	100%

(4) 場所別

場所	校庭などの屋外 (敷地内)	クラブ室・廊下 などの屋内	体育館・遊戯室 などの屋内	公園などの屋外 (敷地外)	合計
件数	122件	45件	34件	28件	229件
割合	53.3%	19.7%	14.8%	12.2%	100%

(5) 事由別

事由	集団遊び 中の転倒 等	遊具から の転落等	球技中の 転倒等	階段などに おける転倒 ・転落等	児童同士 のふざけ あい等	車との 接触	その他	合計
件数	66件	58件	43件	22件	12件	8件	20件	229件
割合	28.8%	25.3%	18.8%	9.6%	5.2%	3.5%	8.7%	100%

(参考) 放課後児童クラブ数 21,085か所(平成24年5月1日現在)

登録児童数 851,949人(平成24年5月1日現在)

2. 事故発生の主なケース

- ・ 集団遊び（おにごっこ、かくれんぼ等）中の転倒。
- ・ 遊具（鉄棒、すべり台、うんてい等）からの転落。
- ・ 球技（サッカー、ドッジボール等）中の他児童との衝突、転倒。
- ・ 階段や段差から飛び降りたり、つまずいたりすることなどによる転倒。
- ・ 他児童に押される、乗っかられるなど、児童同士のふざけあいによる転倒。
- ・ 帰宅中やクラブに向かう途中における車との接触。
- ・ 入退室時に、他児童と出会い頭に衝突。

事故防止のためのポイント

◎遊具の使用ルール・適切な使用方法について指導を徹底する。

- ブランコから途中で飛び降りる、うんていの上に登り落下するなど遊具本来の目的とは異なる使用方法により発生した事故がある。屋外遊具の適切な使用方法を指導しておくことが必要である。
- 特に、一年生はクラブの生活や環境に十分に順応できていないうちに、適切な使用方法を知らないまま遊具等を使用している中で事故が発生しているとも考えられるため、一年生の遊具使用に当たっては、適切な使用方法や安全上の留意点などを事前に指導しておくことや児童の年齢や発達状態に応じた遊びの環境を提供していくことが必要である。

◎集団生活の場としての環境を整える。

- テレビ台からテレビが落下した、壁面の突起物に衝突した、クラブ室内で荷物につまづき転倒したなど、設備の不具合や室内の整理整頓の不備が事故に繋がることもある。屋内環境の安全性について常に点検し、整理整頓に努め、不具合があった場合には早急に補修等を行うことが必要である。
- 混雑した状況でおもちゃの取り合いをして他の児童と接触した際に怪我をしたなど、集団生活をする上での見通しを持った過ごし方を示し、守るべきルールを作っておくことで防げる事故もある。子どもたちが安全に過ごすための集団生活のルールや見通しを持った過ごし方を子どもたち示し、理解させることが必要である。

◎安全に関する指導を徹底する。

- 交通安全については、関係機関と協力して交通安全指導を行うなど、指導員は保護者や関係機関と協力して児童への交通安全に関する指導を徹底することが必要である。
- 「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」の活用などによって来所・帰宅時の安全を徹底することが必要である。

◎事故が発生した場合の対処方法を事前に準備しておく。

- 児童の活動において予想される事故や怪我の防止に万全を尽くすことが一番大切であるが、万が一、事故や怪我が発生した場合の対処方法（応急処置を含む。）についても、事前に十分な想定訓練と準備をしておくことが必要である。
- 発生した事故や事故に繋がりそうな事例は、発生までの経緯や事故後の対応等の情報を指導員間で共有し、対策の在り方を探ることで、類似の事故を未然に防ぐことに活かされる。軽微な事故や結果的に事故にならなかった事例であっても、一步間違えれば重大な事故に発展していた可能性もあるので、こうした情報の収集・分析に努められたい。

2. 児童厚生施設の設置運営について

(1) 児童館、児童センターの運営について（関連資料7参照）

ア. 児童館・児童センターの運営について

地域における子どもたちの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域の期待に応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

<児童館の活動内容>

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③保護者の子育て支援 | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動 |
| ⑦放課後児童クラブの実施 | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊びを通じて子どもの発達の促進や子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容にも着目した児童館の実践事例を取りまとめることとしているので、ご了解いただき、以下イ～オも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

イ. 児童館長ハンドブックについて

本年1月に、日本子ども家庭総合研究所の「地域子育て支援における児童館の役割における研究班」（主任研究者：斉藤進氏）が「児童館長ハンドブック」を作成したところである。

本ハンドブックは、児童館ガイドラインに掲げる「児童館長の職務」についての理解を深めるため、児童館長の役割を整理・明確化したものであり、内容の詳細については、下記URLに掲載されているので、貴管内の児童館長等の研修などに活用いただきたい。

(参考URL)

<http://admin7.aiiku.or.jp/aiiku/mch/team7/HB2012V1.pdf>

ウ. 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

エ. 地域子育て支援拠点（連携型）について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取り組みとして、事業展開されているところである。このうち、従来の「児童館型」については、多様な場所で事業実施していく必要から、実施対象施設を「児童福祉施設等の多様な子育て支援に関する施設」に見直し、「連携型」として平成25年度（平成24年度補正予算）より実施することとしているので、ご了解いただきたい。

（総務課・少子化対策企画室：関連資料4参照）

オ. 国立総合児童センター「こどもの城」について

国立総合児童センター「こどもの城」を運営している公益財団法人児童育成協会においては、全国の児童館活動の一層の推進を図るため、「児童館巡回支援活動等事業（動くこどもの城）」を国庫補助事業として実施し、「こどもの城」の活動プログラムを全国の児童館に紹介・普及してきたところであるが、子どもを取り巻く環境が開館当時と比較して大きく変化したことや、施設の老朽化等を背景に、平成26年度末を目途に閉館することを、平成24年9月28日に公表したところである。平成25年度予算案には、引き続き「児童館巡回支援活動等事業（動くこどもの城）」の予算を計上しているため、管内児童館における活動の推進に向けて、当該事業の活用について検討されたい。

（参考）「動くこどもの城」に関する照会先

公益財団法人 児童育成協会

こどもの城 事業本部内「動くこどもの城」事務局

電話：03-3797-5668 E-mail：ugoku@kodomon-shiro.jp

(2) 児童館、児童センターに係る整備費への国庫補助について

児童館、児童センターに係る施設整備費への国庫補助については、平成24年度より次世代育成支援対策施設整備交付金により実施しているところであるが、今年度の執行においては、

- ・ 創設整備については、放課後児童クラブを併せて実施する施設や、多機能化が図られる施設
- ・ 大規模修繕については、耐震補強やアスベスト処理工事など、利用児童の安全確保や健康被害の予防に資する整備

などを優先的に採択したところである。

全国の児童館・児童センターの建物の状況としては、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」（調査基準日は平成24年4月1日現在）の速報値によれば、耐震化率が79.5%に留まっているため、平成25年度においても、これらの状況の改善に向けた整備や、放課後児童クラブ等の機能を併せ持つ施設の整備を優先的に採択することとなるので、この点を十分勘案した上で整備計画を策定されたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における児童厚生施設の耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
児童厚生施設（児童遊園を除く）	4,136	2,616	429	242	3,287	79.5%
公立	3,970	2,497	422	241	3,160	79.6%
私立	166	119	7	1	127	76.5%

※今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

3. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

地域住民に対して、児童委員・主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、円滑な活動に必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、社会・援護局地域福祉課で作成した「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」(平成24年7月作成)も参考にされたい。

【参照】

■自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集

厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の“福祉・介護”→“生活保護・福祉一般”→“民生委員”→“民生委員に対する個人情報の提供状況等について”に掲載。

(2) 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市区町村の「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、児童委員・主任児童委員は、学校関係者をはじめとした関係機関との連携を図ることが不可欠であり、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

(3) 児童委員・主任児童委員の一斉改選について

児童委員・主任児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるところであり、円滑な手続きにご協力願いたい。

これまで一斉改選ごとに発出していた選任要領等、関連通知については、改正する予定は無いことから、従前の仕組みを前提として準備を進めていただきたい。

【関連通知】

- 「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日雇児発0223第1号、社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）
- 「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成13年6月29日雇児発第433号、社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）
- 「主任児童委員の選任について」（平成13年11月30日雇児発第762号、社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）

なお、詳細な事務スケジュールについては、本年2月27日付課長通知でお知らせしたとおりであるので、ご協力願いたい。

【参照】

■今回のスケジュール

- ・「民生委員・児童委員の選任（一斉改選及び随時）に係る調書等の提出について」（課長通知）平成25年2月27日発出済み（厚労省→自治体）
- ・各地方公共団体の定数報告、徽章必要数等調書（自治体→地方厚生局）
8月31日〆切
- ・推薦名簿、感謝状授与者の推薦（自治体→地方厚生局）
9月30日〆切

一方、地方分権改革推進委員会の第2次勧告を踏まえた民生委員法の一部改正については、第3次一括法案が昨年の衆議院解散に伴い廃案となったところであるが、昨年11月30日に閣議決定された「地域主権推進大綱」においては、今後の義務付け・枠付けの見直しの進め方として「第3次一括法案に盛り込まれた事項の実現を図る」とされていることから、今後一括法案が提出され、法改正が行われる予定である。

仮に第3次一括法案に盛り込まれた内容で民生委員法が改正された場合には、関連通知の改正を行う必要があることや、一斉改選の手続きに影響が生ずる場合もあることから、適宜情報提供させて頂くのでご留意願いたい。

【参照】

■民生委員法の改正内容

- ・ 民生委員の定数は条例に委任。条例制定の基準は「参酌すべき基準」とする。(第4条)
- ・ 都道府県知事の地方社会福祉審議会への意見聴取の義務の緩和(第5条第2項)
- ・ 民生委員推薦会の委員の資格及び資格毎の定数の廃止(第8条第2項)

いずれにしても、本年12月の一斉改選に向けては、従前の仕組みによる準備を進めていただくとともに、児童委員、主任児童委員の選任及び定数の設定にあたっては、地域の実情に応じた選任及び定数設定が可能であり、特に東日本大震災の被災地においては、復興に向けた地域づくりが進められていることもあり、その取扱いについて十分ご留意頂きたい。

また、一斉改選後に、各自治体において新任児童委員及び新任主任児童委員への研修が実施されるが、経験年数や役職等に応じた体系的な研修を実施するなど、専門性を担保しつつ持続的な支援に努められたい。なお、全国民生委員児童委員連合会において、体系的な研修プログラムを検討しているので、プログラムが完成した際には、情報提供することとしているので適宜参照されたい。

4. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいている。

母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

なお、行政が地域組織と積極的に連携し、児童の健全育成や子育て支援に効果的に取り組んでいる例をとりまとめた「行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～」(平成23年10月20日雇児育発1020第1号)も参考とされたい。

【参照】

■行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～(平成23年10月20日雇児育発1020第1号)

厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”→“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“地域組織活動”に掲載。

5. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成24年9月3日～10月22日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。6,713作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成25年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成25年度児童福祉週間標語》

君がいる ただそれだけで うれしいよ

(^たが ^{あおい}葵さん 12歳 東京都)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしているので、引き続き積極的な取組をお願いします。

6. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。

厚生労働省のホームページには最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているので、各自治体におかれても児童福祉文化財の普及にご協力をお願いしたい。

【参照】

■ 社会保障審議会推薦児童福祉文化財一覧

厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”→“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“児童福祉文化財”に掲載。

7. (一財)こども未来財団の事業について (関連資料10参照)

(財)こども未来財団においては、平成25年度においても、以下の助成事業等を実施することとしているので、引き続き関係者への周知・活用をお願いする。

- ・ NPO法人や学校法人が放課後児童クラブを設置する際の施設整備費への助成事業
- ・ 認可外保育施設の保育士等や子育てNPO指導者、子育てサークルリーダー等の資質向上を図るための研修事業 など

※ 財団法人こども未来財団は、平成25年4月1日より、一般財団法人こども未来財団に移行予定。

8. 子育て支援交付金について (関連資料11参照)

従来子育て支援交付金において行ってきた事業については、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、平成24年度補正予算により、安心こども基金に移行して拡充することとしたところである。

この趣旨を十分踏まえた上で、引き続き計画的に事業の推進を図られた

い。

なお、平成25年度においては、平成24年度に交付した交付金に係る確定手続を行うこととなるので、平成25年4月10日までの実績報告書の作成・提出について、遺漏のないようお願いしたい。

9. 児童手当について

(1) 児童手当制度について

児童手当制度については、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)が、衆議院における一部修正の上、平成24年3月に成立し、同年4月1日より新しい児童手当制度が施行された。新たな児童手当制度は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする恒久的な制度として成立したものであり、今後とも制度の趣旨に沿った円滑な運用に努めていただきたい。

(参考) 平成25年度予算(案)について

○ 給付総額	: 2兆593億円 (2兆2,631億円)
・ 国負担分	: 1兆2,564億円 (1兆2,995億円)
・ 地方負担分	: 6,282億円 (7,889億円)
・ 事業主負担分	: 1,747億円
※ () 内の数字は公務員への支給分を含む	

(2) 関係機関の連携について

児童手当に係る事務については、支給要件の確認等、適切に処理していただいているところであるが、先日、大阪市において、行方不明の女兒に係る児童手当の不正受給の疑いで、当該女兒の両親が逮捕された事件等の報道がなされたところであり、改めて、住民基本台帳担当部署や、保健・福祉・教育等の関係部門との連携に努め、適正な支給が図られるようお願いしたい。